

行橋市工事請負業者選考委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事について、その入札人を厳正公平に選定し、業者指名の適正を期することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、行橋市工事請負業者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、市長の諮問により、次の事項を審議する。

- (1) 工事請負業者の選考に関する事項
- (2) 工事に対する入札人の指名に関する事項
- (3) 前各号のほか工事請負業者に関する事項

(組織)

第4条 委員会の委員は、副市長以下別途市長の指名する職員をもつて組織する。

- 2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長には副市長、副委員長には総務部長をあてる。
- 3 委員長、副委員長が共に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議を招集しその議長となる。

(副委員長の職務)

第6条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

(事務処理)

第7条 委員会の事務処理に関し、必要な事項は委員長がこれを定める。

(委員会)

第8条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員長において、必要があると認めたときは関係者を出席させ意見を求めることができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の結果を市長に答申又は報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の運営上、庶務係職員を置き、総務部契約検査課の職員をあてる。

- 2 庶務係職員は、委員会の会議の記録、参考資料の収集、その他庶務事務に従事する。

(準用規定)

第11条 測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業、物品の買入れ、製造の請負その他の契約の業者の選定については、この要綱を準用する。

附 則

- | | |
|--|---|
| 1 この要綱は、昭和 52 年 6 月 1 日から施行する。 | 附 則（平成 6 年 9 月 28 日告示第 53 号）この告示は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。 |
| 2 この要綱の施行に際し、現に契約中のものは、
なお、従前の例による。 | 附 則（平成 18 年 4 月 1 日告示第 49 号）この告示は、公布の日から施行する。 |
| 附 則（昭和 54 年 4 月 1 日告示第 29 号）
この告示は、公布の日から施行する。 | 附 則（平成 19 年 3 月 27 日告示第 21 号）
この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 |
| 附 則（昭和 54 年 12 月 18 日告示第 64 号）
この告示は、昭和 54 年 12 月 18 日から施行する。 | 附 則（平成 19 年 4 月 1 日告示第 37 号）
この告示は、公布の日から施行する。 |
| 附 則（昭和 61 年 7 月 26 日告示第 60 号）
この告示は、昭和 61 年 8 月 1 日から施行する。 | 附 則（平成 24 年 3 月 30 日告示第 41 号）
この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 |
| 附 則（平成 3 年 4 月 1 日告示第 25 号）
この告示は、公布の日から施行する。 | |